

育てる広場プロジェクト (古賀市駅前憩いの広場)

背景

- JR古賀駅西口周辺整備基本方針の中で重要な結節点に位置づけている「古賀市駅前憩いの広場」について、利活用促進に向けた再整備を予定している

目的

- 当該施設の事業者ニーズの把握と機運醸成を図り、再整備後に月1回程度のイベント実施をめざす

目標

- 事業者へのヒアリング結果を今後の実施設計や運用に反映する
- 新たな事業と担い手の発掘

現状

- 四半期程度に一度のマルシェ（日土水市）、ウォークブル社会実験補助金事業（スイングまつりなど）を実施 ※年5回程度の利用
- その他は月1回の地域のゴミ収集会場や近隣の塾利用者（子ども）等の駐輪場利用程度
- 使用料：1,000円/2h（全面） ※利用可能時間は9時～18時

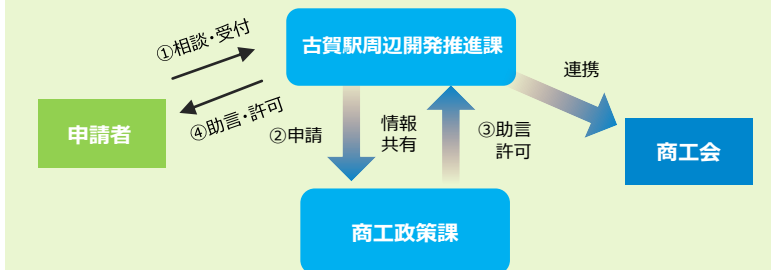
取組内容（案）

- 1、事業者へのヒアリング調査及び使用料の減免（無料化）
 - ・ヒアリング調査への協力を条件に使用料の減免（無料化）
 - ・ヒアリング内容は申請者と協議の上、今後の整備・運用に活かせる内容を適宜設定
- 2、周知・啓発
 - ・古賀駅周辺開発推進課によるHPへの情報掲載、チラシ作成・配布、事前相談窓口の設置
- 3、予約制度の見直し
 - ・紙申請からデジタル申請へ移行し、オンラインで空き状況の確認も可能に

実施期間

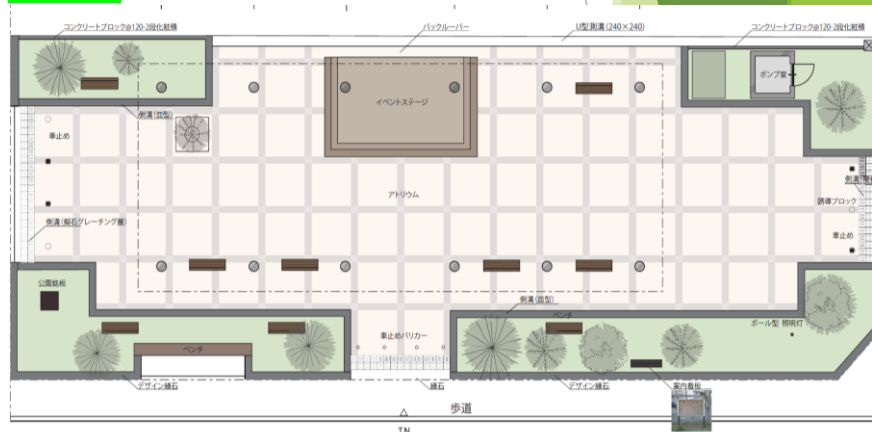
- 令和9年度（工事完了）まで

申請の流れ



※現行制度（商工政策課への有料申請）での申請も可

平面図



成果の活用

- 収集したハード・ソフト両面のニーズをとりまとめ、実施設計や、工事完了後の運用ルール策定に反映させる

利用者の申請フロー

1、市HPより利用申請書をダウンロードし、記入しメールもしくは窓口に提出

※利用日の2週間前までに提出すること

※必ずチェックリストを確認の上、併せて提出すること

※憩いの広場の重複予約の可能性もあるため、当課（古賀駅周辺開発推進課）に事前相談することを推奨



当課が商工政策課に代理申請を行い、許可をもらう

2、当課が利用許可書を交付する

※必要に応じて市SNSでの周知のサポートも行う。（その際は古賀駅前まるごと遊び場プロジェクトのロゴ使用）



必要であれば「貸出可能物品リスト」よりレンタル可能
但し、「物品借用願兼誓約書」の提出を必須とする

3、イベント実施（利用）



レンタル品があれば返却してもらう

4、利用後に必ずヒアリングへ回答してもらう